

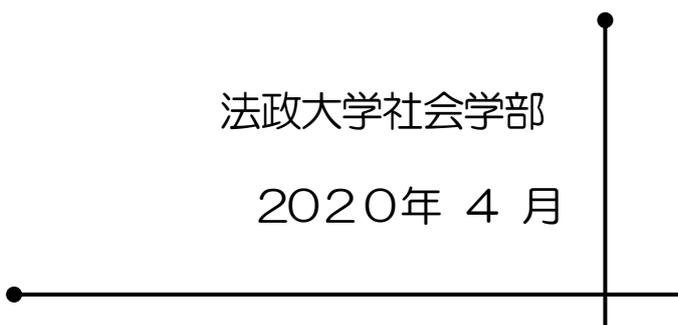
「社会調査士」

資格認定について

資格の概要と本学部での計画的履修のために

法政大学社会学部

2020年 4 月



I 「社会調査士」の資格認定に必要な科目

社会調査士資格取得のためには、社団法人社会調査協会の標準カリキュラムに対応した開講科目を6コマ（うち半期講義科目5コマ、通年実習科目1コマ）を履修し、単位を取得することが必要です。以下の対応科目は社会調査協会より認定を受けていますから、これらの科目を履修した上で申請すれば資格が与えられます。社会学部では2018年度入学生からカリキュラムが変更されたため、入学年度（と2017年度以前入学生は科目の履修年度）によって、社会調査士の資格取得に使う科目が異なります（2018年度以降入学生は表1aと表1b、2017年度以前入学生は表2aと表2bを参照してください）。入学年度に応じた表を参照し、以下の文章をよく読んで、不明な点がある場合は関連教員や事務課の担当者に確認してください。

A. 2018年度以降入学生の場合

2018年度入学生から導入される新しいカリキュラムと、社会調査協会認定科目との対応表は以下の通りです。所属学科による違いはありません。所属学科のカリキュラムにない科目の単位も「自由選択科目」として卒業所要単位124単位に算入されますので積極的に履修しましょう。

表1a. 学部科目－社会調査協会カリキュラム対応表(2018年度以降入学生)

本学部開講科目	社会調査協会標準カリキュラム
社会調査入門	A: 社会調査の基本的事項に関する科目
社会調査の方法	B: 調査設計と実施技法に関する科目
社会調査のリテラシー	C: 基本的な資料とデータの分析に関する科目
統計調査法	D: 社会調査に必要な統計学に関する科目
調査研究法 A	E: 量的データ解析の方法に関する科目 1)
調査研究法 B	F: 質的な分析の方法に関する科目 1)
社会調査実習	G: 社会調査の実習を中心とする科目 2)

1) E と F はどちらか1科目でよい ([A, B, C, D, E, G] または [A, B, C, D, F, G] でよい)

2) G は、本学部では原則として同じ教員の E か F 科目とセットで履修すること

表1b. 本学部での履修例(2018年度以降入学生)

	講義科目	実習関連科目		講義科目	実習関連科目
	春学期	社会調査入門		春学期	社会調査入門
1年	秋学期	社会調査の方法 社会調査のリテラシー	1年	秋学期	社会調査の方法 社会調査のリテラシー
2年	春学期	統計調査法	2年	春学期	統計調査法
	秋学期			通年	社会調査実習※
3年	通年	社会調査実習※		春学期 / 秋学期	調査研究法A or 調査研究法B※
	春学期 / 秋学期	調査研究法A or 調査研究法B※			

※社会調査実習と調査研究法Aまたは調査研究法Bは、本学部では原則として同じ教員が同年度に開講するものをセットで履修すること。なお、調査研究法Aと調査研究法Bはどちらか1科目でよい。

追記1. 1年次から履修可能な社会調査士関連科目について

2018年度以降入学生が、社会調査士資格の取得のために1年次から履修可能な科目は以下の通りです。計画的に履修を進めましょう。

- ・社会調査入門，社会調査の方法，社会調査のリテラシー（社会調査協会標準カリキュラムのA・B・C相当科目）

B. 2017年度以前入学生の場合

2017年度以前に入学した学生の本学部開講科目と社会調査協会標準カリキュラムとの対応表は以下の通りです。特に、C科目に関しては、2017年以前に単位修得済みの人と、2018年以降に受講する人では、資格取得に使用する科目が異なります。2017年までに「統計基礎実習 I〔SRP〕〔ICP〕〔IDP〕」の単位を修得している人は、社会調査士資格を取るために新たに「特講（社会調査のリテラシー）〔SRP〕」の単位を修得する必要はありません。2018年度以降に開講されている「統計基礎実習〔SRP〕（または〔ICP〕〔IDP〕）」は社会調査士資格科目ではないのでくれぐれも注意してください。

表2a. 学部科目-社会調査協会カリキュラム対応表(2017年度以前入学生対象)

本学部開講科目 (2018年度以降)	本学部開講科目 (2017年度以前)	社会調査協会標準カリキュラム
2018年度以降に受講する場合	2017年度以前に単位修得済み	
社会調査 I	社会調査 I	A: 社会調査の基本的事項に関する科目
社会調査 II	社会調査 II	B: 調査設計と実施技法に関する科目
特講(社会調査のリテラシー) 〔SRP〕	統計基礎実習 I 〔SRP〕〔ICP〕〔IDP〕	C: 基本的な資料とデータの分析に関する科目
統計調査法 〔SRP〕	統計調査法 〔SRP〕	D: 社会調査に必要な統計学に関する科目
調査研究法 A 〔SRP〕〔PLP〕	調査研究法 A 〔SRP〕〔PLP〕	E: 量的データ解析の方法に関する科目 1)
調査研究法 B 〔SRP〕〔PLP〕	調査研究法 B 〔SRP〕〔PLP〕	F: 質的な分析の方法に関する科目 1)
社会調査実習 〔SRP〕	社会調査実習 〔SRP〕	G: 社会調査の実習を中心とする科目 2)
政策研究実習 〔SRP〕〔PLP〕	政策研究実習 〔SRP〕〔PLP〕	G: 社会調査の実習を中心とする科目 2)
	演習 2 (調査演習) 〔SRP〕〔PLP〕	G: 社会調査の実習を中心とする科目 2) 3)

1) E と F はどちらか1科目でよい ([A, B, C, D, E, G] または [A, B, C, D, F, G] でよい)

2) G は、本学部では原則として同じ教員の E か F 科目とセットで履修すること

3) G に認定される演習 2 は、「演習 2 (調査演習) 〔SRP〕〔PLP〕」のみである。

「(調査演習)」のつかない「演習 2」は G として認定されないので注意すること。

表2b. 本学部での履修例(2017年度以前の入学生)

	講義科目	実習関連科目
1 年	春学期	社会調査 I
	秋学期	社会調査 II
2 年	春学期	統計調査法〔SRP〕 統計基礎実習 I 〔SRP〕〔ICP〕〔IDP〕 1) <u>(2017年度以前にC科目を修得している場合)</u>
	秋学期	特講 (社会調査のリテラシー) 〔SRP〕 1) <u>(2018年度以降 C科目を修得する場合)</u>
3 年	通年	社会調査実習 〔SRP〕 2) or 政策研究実習 〔SRP〕〔PLP〕 2) or 演習 2 (調査演習) 〔SRP〕〔PLP〕 2)
	春学期 / 秋学期	調査研究法A 〔SRP〕〔PLP〕 2) or 調査研究法B 〔SRP〕〔PLP〕 2)

1) 「統計基礎実習 I 〔SRP〕〔ICP〕〔IDP〕」は、2017 年度以前に単位を修得した場合にのみ、社会調査士資格 C 科目として認定されます。2018 年度以降に C 科目の単位を修得しようとする 2017 年度以前生は、「特講 (社会調査のリテラシー) 〔SRP〕」を履修すること

2) 実習関連科目 (社会調査実習 〔SRP〕、政策研究実習 〔SRP〕〔PLP〕、演習 2 (調査演習) 〔SRP〕〔PLP〕 のいずれか) と調査研究法 A または調査研究法 B は、本学部では原則として同じ教員が同年度に開講するものをセットで履修すること。なお、調査研究法 A と調査研究法 B はどちらか 1 科目でよい。

本学部「社会調査プログラム」との関係について（2017年度以前入学生対象）

社会調査士資格の取得に必要な科目は、大半が「社会調査プログラム〔SRP〕」の科目です。ただし、社会調査士資格の取得には「社会調査Ⅰ・社会調査Ⅱ」（共通基礎科目）の履修が必要となる点に注意が必要です。科目の対応関係については、図1を参照してください。

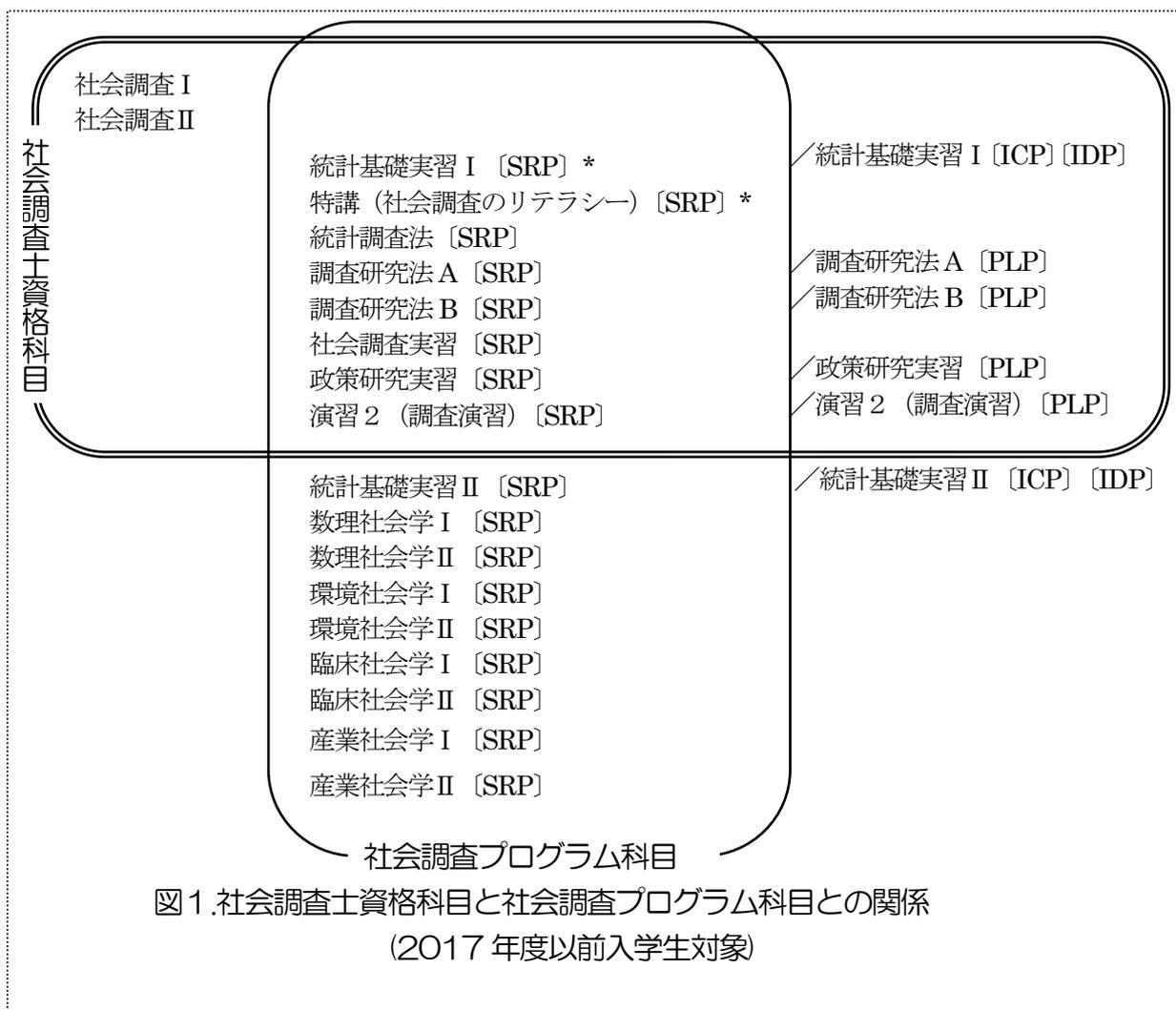


図1.社会調査士資格科目と社会調査プログラム科目との関係
（2017年度以前入学生対象）

*「統計基礎実習Ⅰ〔SRP〕〔ICP〕〔IDP〕」は、2017年度以前に単位を修得した場合にのみ、社会調査士資格科目となる。2018年度以降にC科目の単位を修得しようとする2017年度以前生は、「特講（社会調査のリテラシー）〔SRP〕」を履修すること。

Ⅱ Q & A : 「社会調査士」資格とその認定について

「社会調査士」資格の概略や認定の実際については、下記のFAQs (Frequently Asked Questions) をご覧ください。

Q1 : 「社会調査士」とは、何ができる人のことですか？

A1 : 社会調査士とは、社会調査に関する基礎的な知識と技能、および、相応の応用力と倫理観を身につけた者のことです。

Q2 : 社会調査士は国家資格ですか？

A2 : 社会調査士は、「社団法人社会調査協会」が発行する資格です。日本社会学会・日本教育社会学会・日本行動計量学会の三学会が連合して組織した「社会調査士資格認定機構」が、2008年末に社団法人として認定され、社会調査協会と名称が改められました。社会調査士資格の内容に変更はなく、社会調査協会が資格に関わる全てを機構から継承しています。国家資格ではありませんが、法政大学社会学部独自の資格でもありません。詳しくは、社会調査協会のホームページをご覧ください (<http://jasr.or.jp/>)。

Q3 : 社会調査士の資格があると、就職に有利ですか？

A3 : 社会調査士は認定資格であり、任用資格*ではありません。また、資格取得が直ちに特定の職業に就くことにつながることもありません。ただし、資格取得により、学生時代に何を身につけたかをアピールすることができます。また、資格取得を目標にすることで、体系だった履修が可能となります。

なお、大学院進学を考えている人には、演習の担当教員等と相談の上、取得しておくことをおすすめします（大学院レベルの資格である「専門社会調査士」の取得には、社会調査士の資格が必要となります）。

* 国家資格とは、国が法律に基づいて、国家試験等によって個人の能力や技能を判定し、その職務に従事する資格を付与するものです。簡単に言えば特定の業務を行う際に必要な資格で、法的にその業務を保護する効力を持っています（例：高等学校教諭、司書・司書補）。任用資格とは、公務員に採用された後、特定の業務に任用されるときに必要な資格です。この資格を取得しても公務員として採用されなければその仕事に就くことができませんので、公務員試験の合格もあわせて目指すことが必要です。また、任用資格は卒業証書や成績証明書で確認できるもので、特別な試験や、資格証書が発行されたりすることはありません（例：社会福祉主事、児童福祉司、児童指導員、家庭相談員）。認定資格とは、国家資格ではなく、その協会が認めているものです（例：臨床心理士）。

Q4 : 卒業前に資格取得できますか？

A4 : 社会調査士資格は学部卒業と同時に申請して取得する資格です。なお、卒業前でも「社会調査士（取得見込み）」（通称「見込み資格」）の認定を受けることはできますが、本学部では推奨していません。

Q5 : 社会調査士の資格は、どうやって取得するのでしょうか？

A5 : まず、社会調査協会標準カリキュラム（2018年度以降入学生は1ページ、2017年度以前入学者

は3ページ)を参照のうえ、各項目に対応する本学部開講科目を履修してください。所定の科目を履修し終わったら、実習担当教員と相談の上、取得申請を出して下さい。

Q6：資格取得に費用がかかりますか？

A6：認定審査料・手数料として16,500円かかります。

Q7：2017年度以前に「統計基礎実習Ⅰ〔SRP〕（または〔ICP〕〔IDP〕）」を受講して単位を修得したのですが、2018年度以降に「特講（社会調査のリテラシー）〔SRP〕」を受けられますか？

A7：受講できます。「統計基礎実習Ⅰ〔SRP〕（または〔ICP〕〔IDP〕）」の単位を修得済みならば、社会調査士資格C科目はクリアできていますが、社会調査についての理解を深めるためにも、可能ならば受講しましょう。

Ⅲ 2020年度より前に開講された科目の認定について

2000年度～2019年度に本学部で開講された科目については、社会調査協会のホームページ (<http://jasr.or.jp/>) で確認するようにして下さい。

Ⅳ 注意事項

1. G相当科目・担当教員との連絡および、注意事項の掲示について

社会調査士資格の申請は、学部を通して行います。卒業直前の1月以降、自分が履修したG相当科目の担当教員と連絡をとりながら、申請書類を作成・提出する必要があります（本学部のG相当科目は、2018年度入学生の場合は社会調査実習、2017年度以前入学生の場合は社会調査実習〔SRP〕、政策研究実習〔SRP〕〔PLP〕、演習2（調査演習）〔SRP〕〔PLP〕）。

もしもこの時期に担当教員と連絡をとらずに長期海外旅行に行くなどすると、担当教員が設定した書類提出締め切りに間に合わず、取得をあきらめざるを得ないこともありえます。この点に十分注意し、担当教員との連絡を密にするようにして下さい。

また、自分が履修したG科目の担当教員が転出・サバティカルなどで不在の場合、連絡責任者と連絡をとりながら申請書類を作成・提出することもあります。

資格申請の手続きに関する一般的な通知は、掲示を通して行ないます。特に卒業を控えた4年生の秋学期が始まったら、常に掲示に注意し（特に12月以降に要注意）、「見落としでいて申請に間に合わなかった」といったことのないようにして下さい。

以上